

でんさい割引約定

第1条（割引依頼）

1. 割引依頼人（以下、依頼人という）は、各電子記録債権について、それぞれの債権額から貴行所定の割引料にて割引を依頼します。
2. 依頼人は、割引を依頼するにあたり、でんさい割引依頼書に記載の電子記録債権の全部について、貴行に対する譲渡記録（電子記録債権の債権額の一部の割引を依頼する場合には、分割記録、譲渡記録及び保証記録）の請求を貴行に対し行います。また、代行登録を依頼する場合には貴行がでんさい割引依頼書記載の通りに譲渡記録を行なったことに対し、貴行は一切の責任を負いません。また、貴行に対し請求した譲渡記録の手数料は、依頼人が負担します。
3. 依頼人は、貴行が電子債権記録機関に対し、電子記録債権に関して情報開示を求めることに同意します。
4. 貴行が、電子記録債権の全部または一部について割引を承諾しないことによって、依頼人になんらかの損害が生じた場合であっても、貴行は、その損害について一切責任を負いません。

第2条（効力発生日）

1. 電子記録債権の割引（以下「本割引」といいます。）は、依頼人に対する通知の有無にかかわらず、貴行が割引を決定した時にその効力を生ずるものとします。
2. 貴行は、前項の決定後合理的期間内において割引金の支払日を定めることができます。

第3条（買戻し、相殺等）

1. 電子記録債権についての買戻し、相殺その他本割引に関する事項は、銀行取引約定書その他貴行と依頼人との間で定めた約定に従います。
2. 依頼人は、電子記録債権について銀行取引約定書第3条（担保の提供等）・第4条（担保等の処分）の規定が適用されることを確認します。

第4条（電子記録債権の返還）

1. 貴行は、いつでも保証記録を付さない譲渡記録によって電子記録債権の全部または一部を依頼人に返還することができます。この場合において、依頼人は、当該譲渡記録について異議を述べず、かつ、当該譲渡記録の手数料は、依頼人が負担します。
2. 貴行が割引を承諾しない場合であっても、貴行は、電子記録債権の電子記録名義人であったことに関し、依頼人に対して利息の支払いその他一切の支払義務を負いません。

第5条（電子記録保証債務の期限の利益の喪失）

依頼人は、電子記録債権の債務者が銀行取引約定書第5条・第20条第3項【当然喪失事由】に掲げる事由に該当した場合、電子記録債権の電子記録保証債務に係る期限の利益を失うものとします。

第6条（合意管轄裁判所）

本契約につき紛争が生じた場合、貴行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上

でんさい譲渡担保約定

第1条（担保電子記録債権の提供）

担保譲渡人（以下、譲渡人）は、表記記載の電子記録債権（以下「担保電子記録債権」といいます。）を担保として貴行へ提供するため、当該担保電子記録債権について、貴行に対する譲渡記録（電子記録債権の債権額の一部を提供する場合には、分割記録、譲渡記録及び保証記録）の請求を行います。また、貴行に対し代行登録を依頼する場合には、貴行が表記記載の通りに譲渡記録を行なったことに対し、貴行は一切の責任を負いません。また、貴行に対し請求した譲渡記録及び保証記録等の手数料は、譲渡人が負担します。

第2条（担保の処分）

1. 債務者が表記債務を履行しなかった場合には、貴行は、譲渡人に事前の通知をすることなく、担保電子記録債権を一般に

適当と認められる方法、時期、価格等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができます。

2. 貴行は、前項によるほか、譲渡人に通知の上、債務の全部または一部の弁済に代えて担保電子記録債権を取得することもできます。前2項によって表記債務の弁済に充当し、なお残債務がある場合には、債務者は直ちに弁済します。

第3条（再担保等）

貴行は、債務の期限の到来前後に関わらず、また債務者の承諾の有無にかかわらず、都合によって、担保電子記録債権を他に譲渡し、または再担保とすることができます。

第4条（担保の解除）

1. 譲渡人が、貴行に対し、担保の解除を申し出るときは、貴行の指定する方式に従い担保解除依頼書を提供して行わなければならないものとします。
2. 貴行は、担保の解除に同意した場合、保証記録を付さない譲渡記録により担保電子記録債権の返還を行えば足りるものとし、譲渡人は、当該譲渡記録について異議を申し述べないものとし、かつ当該譲渡記録の手数料は、譲渡人が負担します。
3. 貴行が、担保電子記録債権を返還しようとする場合において、譲渡人が、前項の規定に反して異議を申し述べた場合、譲渡人の利用が停止されている場合その他貴行の責めによらずに担保電子記録債権の返還をすることができない事情がある場合には、当該事情が解消し、かつ、譲渡人によるその旨を伝える通知が貴行に到達するまでの間は、貴行は、担保電子記録債権の返還を留保することができます。
4. 貴行が担保電子記録債権を返還すべき場合において、譲渡人が死亡しているときは、担保電子記録債権は、譲渡人の包括承継人全員の合意によって指定する者、確定裁判によって担保電子記録債権の権利者であることが確定した者又は包括承継人の一部の者であって貴行が承認する者に対して返還すれば足りるものとします。

第5条（代わり担保等）

1. 貴行は、担保電子記録債権の支払として受領した金員を、債務の期限のいかんにかかわらず、直ちに弁済に充当し、または、担保電子記録債権の代わり担保として保管の上随意に弁済に充当することができます。この場合における戻し利息の計算については、これを担保電子記録債権の支払期日によることなく、借入金への実際の内入日にしたがって計算されるものとします。
2. 担保電子記録債権の債務者が支払期日に支払わなかったとき、または銀行取引約定書第5条の一つにでも該当したときは、譲渡人は、貴行から通知、催告がなくても当然に、直ちに代わり担保を差し入れ、または電子記録債権の債権額の金額を支払います。
3. 譲渡人は、前項に規定する以外の場合であっても、貴行の債権保全を必要とする相当の事由があるときは、貴行の請求によって、直ちに、貴行の承認する代わり担保を差し入れ、または電子記録債権の債権額の金額を支払います。
4. 前三項の代わり担保については、担保電子記録債権またはそれに準ずるものとして、この約定を適用します。

第6条（担保電子記録債権の支払猶予等）

担保電子記録債権について電子記録債権の債務者その他の電子記録債権関係人から支払猶予、更改等の申出があり、貴行がやむをえないと認めたときは、貴行は、なんらの通知を要せず任意に処理することができます。またそれによる損害はすべて譲渡人の負担とします。

第7条（利用者資格の維持義務）

1. 譲渡人は、電子記録債権の利用につき、電子債権記録機関及び利用契約を締結した金融機関の取決めに従い、遅滞なく

管理手数料の支払を行う等、利用者資格を維持します。

2. 譲渡人が、電子記録債権を利用することができなくなった場合又はその利用に制限を受けた場合には、速やかに、貴行に通知します。

第8条（免責）

1. 担保電子記録債権変更依頼書、担保解除依頼書、受取書等の証書の印影を、貴行が債務者または譲渡人の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は債務者または譲渡人の負担とし、証書記載の文言に従って責任を負います。
2. 前条の規定に違反して利用者資格の維持を怠った場合には、それによる損害はすべて譲渡人が負担します。

第9条（担保保存義務の免除、代位）

1. 譲渡人は、貴行がその都合によって他の担保もしくは保証を変更、解除しても免責を主張しません。
2. 譲渡人が表記債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は債務者と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があればその権利又は順位を貴行に無償で譲渡します。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 債務者及び譲渡人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 債務者および譲渡人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 債務者および譲渡人は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、甲との取引を継続することが不適切である場合には、甲は乙から請求があり次第、乙に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、甲または保証人に損害が生じた場合にも、乙になんらの請求をしません。また、乙に損害が生じたときは、甲または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第11条（合意管轄裁判所）

本契約につき紛争が生じた場合、貴行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

でんさい借入約定

第1条（借入希望日および効力発生日）

1. 債務者は、上記電子記録債権による融資（以下「本融資」といいます。）について上記借入希望日における融資を希望します。ただし、貴行は、債務者が本申込みを撤回しない限り、上記借入希望日以後で貴行の定める日において融資することもできるものとします。
2. 債務者は、上記電子記録債権の発生記録が借入希望日以前に行われること及び当該発生記録時において上記電子記録債権の効力が生ずることに同意します。

第2条（融資額及び借入期日）

本融資の金額及び借入期日は、上記でんさい借入申込書記載の通りとします。ただし、貴行の所定審査の上、融資金額の減額・増額や借入期日の短縮・延長の変更があった場合はその限りではございません。

第3条（電子記録債権と貸金債権）

貴行は、貴行の選択により、上記電子記録債権または本貸金債権のいずれによっても請求することができるものとし、その選択によって債務者または連帯保証人に何らかの損害が生じたとしても、その損害について貴行は一切責任を負わないものとします。

第4条（期限の利益の喪失等）

1. 上記電子記録債権および本貸金債権についての期限の利益の喪失、遅延損害金その他の事項については、銀行取引約定書その他債務者と貴行との間で定めた約定に従うものとします。
2. 債務者が期限の利益を喪失した場合、連帯保証人は、電子記録保証及び連帯保証に係る期限の利益を失うものとします。

第5条（電子記録債権の返還）

1. 貴行が上記電子記録債権を債務者に返還する場合には、保証記録を付さない譲渡記録によって行えば足りるものとし、債務者は、当該譲渡記録について異議を申し述べません。この場合において、当該譲渡記録の手数料は、債務者が負担します。
2. 上記電子記録債権が返還されたとしても、貴行は、債務者及び連帯保証人が支払った電子記録に関する手数料等を負担する義務を負いません。

第6条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、上記電子記録債権について保証記録を請求するとともに、上記電子記録債権及び本貸金債権に関する元本、利息、違約金、損害賠償、手数料その他債務者が負う一切の債務について、連帯保証します。
2. 連帯保証人は、貴行と債務者が、上記電子記録債権の支払期日を変更する目的で、上記電子記録債権について支払等記録を行うとともに、支払期日を変更した電子記録債権の発生記録の請求をしたときは、当該電子記録債権についても保証記録を請求するとともに、当該電子記録債権に関する元本、利息、違約金、損害賠償、手数料その他債務者が負う一切の債務についても、連帯保証します。

第7条（電子記録に関する抗弁の放棄）

1. 債務者および連帯保証人は、上記電子記録債権の支払いに関し、電子記録債権法第25条第3項の請求を放棄します。
2. 債務者および連帯保証人は、本貸金債権または連帯保証の支払いの引き換えとして、上記電子記録債権についての支

払等記録、譲渡記録その他の電子記録を請求することを求めません。

第8条（担保保存義務の免除、代位）

1. 連帯保証人は、貴行がその都合によって他の担保もしくは保証を変更、解除しても免責を主張しません。
2. 連帯保証人が連帯保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は債務者と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があればその権利又は順位を貴行に無償で譲渡します。

第9条（合意管轄裁判所）

本契約につき紛争が生じた場合、貴行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上